

第 160 号 (令和 6 年 3 月 5 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

【規則】

- △ 横浜市市税条例施行規則の一部を改正する規則【財政局税制課】 3

【告示】

- △ 公印の廃止【総務局行政マネジメント課】 15
- △ 令和 5 年度横浜市一般会計補正予算 (第 5 号) ほか 19 件の要領公表【財政局財政課】 16
- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】 17
- △ 固定資産税 (土地・家屋) に係る価格等縦覧帳簿の縦覧【財政局固定資産税課】 18
- △ 泉区における町区域の設定及び字区域の廃止【市民局窓口サービス課】 19
- △ 「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第 9 集」売払代金収納事務の委託【こども青少年局保育・教育支援課】 21
- △ 指定居宅サービス事業者の指定【健康福祉局高齢施設課】 22
- △ 同 【健康福祉局高齢施設課】 23
- △ 横浜国際港都建設計画下水道の変更【建築局都市計画課】 24

【公告】

- △ スポーツ施設の指定管理者の指定【にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課】 25
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 26
- △ 大規模小売店舗の廃止の届出【経済局商業振興課】 27
- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】 28
- △ 同 【環境創造局水・土壤環境課】 29
- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壤環境課】 30
- △ 公園の区域の変更【環境創造局公園緑地管理課】 31
- △ 排水設備指定工事店の指定申請の受付【環境創造局管路保全課】 32
- △ 排水設備指定工事店の指定【環境創造局管路保全課】 33
- △ 建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】 34
- △ 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】 35
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 36
- △ 同 【建築局調整区域課】 37
- △ 同 【建築局調整区域課】 38
- △ 同 【建築局調整区域課】 39
- △ 同 【建築局調整区域課】 40
- △ 同 【建築局調整区域課】 41
- △ 同 【建築局調整区域課】 42
- △ 同 【建築局調整区域課】 43
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 44
- △ 同 【建築局調整区域課】 45
- △ 同 【建築局調整区域課】 46
- △ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築企画課】 47

△	同	【建築局建築指導課】	48
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止	【建築局建築指導課】	49
△	同	【建築局建築指導課】	50
△	同	【建築局建築指導課】	51
△	同	【建築局建築指導課】	52
△	土地区画整理組合の事業計画変更の認可	【都市整備局市街地整備調整課】	53
△	泉ゆめが丘土地区画整理組合の事業計画変更の認可に係る関係図書の縦覧	【都市整備局市街地整備調整課】	54
△	横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業の事業計画変更の決定	【都市整備局綱島駅東口周辺開発事務所】	55
	[達]		
△	横浜市危機管理推進会議設置運営規程	【総務局防災企画課】	56
	[区告示]		
△	認可地縁団体の告示事項の変更	【泉区地域振興課】	59
△	同	【泉区地域振興課】	60
	[区公告]		
△	自動車臨時運行許可番号標の失効	【神奈川区総務課】	61

規則

横浜市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 5 日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第 8 号

横浜市市税条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市市税条例施行規則（昭和 25 年 12 月横浜市規則第 80 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 第 1 項第 2 号イ中「第 6 条第 16 項」を「第 6 条第 18 項」に改める。

別表中「税額決定・納税通知書（市民税分）」を「税額決定・納税通知書（市民税・県民税・森林環境税分）」に、「市税減免申請書」を「市税等減免申請書」に、「市税減免許可通知書」を「市税等減免許可通知書」に、「市税減免不許可通知書」を「市税等減免不許可通知書」に、「市民税・県民税特別徴収税額通知書」を「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書」に、「市民税・県民税納入申告書（納期の特例分）」を「市民税・県民税・森林環境税納入申告書（納期の特例分）」に、「市民税・県民税特別徴収税額の納期」を「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期」に、「市民税・県民税税額変更通知書」を「市民税・県民税・森林環境税税額変更通知書」に改める。

第 6 号様式（その 1）中

「 RESIDENT TAX BILL
年度 市民税・県民税 税額決定 通知書
納 税 」

を

「 RESIDENT TAX BILL
FOREST ENVIRONMENT TAX
年度 市民税・県民税・森林環境税 税額決定 通知書
納 税 」

に、

「御覧ください」を「ご覧ください」に、「※ 充当後納付税額」を「※ 充当又は委託納付後納付税額」に、

「

充 当 額	充当後納付税額
-------	---------

」

を

「

充当又は委託納付額	充当又は 委託納付後納付税額
-----------	-------------------

」

に、

「

均等割額

」

を

「

均等割額	森林環境税

」

に改め、同様式備考 1 中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加える。

第 6 号様式（その 2）を次のように改める。

第10号様式（その1）備考1中「個人市民税・県民税」を「個人の市民税・県民税及び森林環境税」に改め、同様式備考2(1)中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加える。

第10号様式（その2）備考1(1)中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加え、同様式備考1(2)中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加え、「及び軽自動車税」を「並びに軽自動車税」に、「当該市税」を「当該市税等」に改め、同様式備考1(3)及び(4)中「及び」の次に「森林環境税（普通徴収）並びに」を加え、同様式備考1(5)及び2(1)中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加える。

第10号様式（その4）中

「 市民税・県民税
納付書 」

を

「 市民税・県民税・森林環境税
納付書 」

に、

「 市民税・県民税
ⓐ 原符 」

を

「 市民税・県民税・森林環境税
ⓐ 原符 」

に、

「 市民税・県民税
ⓐ 納付済通知書 」

を

「 市民税・県民税・森林環境税
ⓐ 納付済通知書 」

に改め、同様式備考1中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加える。

第12号様式（その1）備考1、第12号様式（その4）備考1及び第12号様式（その8）備考1中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加える。

第13号様式（その1）から第13号様式（その3）までの規定中「

県民税」の次に「・森林環境税」を加える。

第 15 号様式（その 1）備考 1、第 15 号様式（その 2）備考 1、第 15 号様式（その 3）備考 1、第 15 号様式（その 4）備考 1 及び第 15 号様式（その 5）備考 1 中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加える。

第 15 号様式（その 6）を削る。

第 19 号様式備考 1 中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加え、「充当した」を「充当し、若しくは委託納付した」に改め、同様式備考中 2 及び 3 を削り、4 を 2 とする。

第 24 号様式中「市税減免申請書」を「市税等減免申請書」に、「市税の」を「市税等の」に改め、同様式注意に次のように加える。

4 個人の市民税・県民税に係る申請の場合は、森林環境税に係る申請を兼ねるものとします。

第 25 号様式中「市税減免許可通知書」を「市税等減免許可通知書」に改める。

第 26 号様式中「市税減免不許可通知書」を「市税等減免不許可通知書」に改める。

第 27 号様式備考中「県民税」の次に「、森林環境税」を加える。

第 42 号様式（その 1）表面中

「

配当

」を「

一般配当

」に、

「

外国所得税 →

」を「

」に、

「

寄附金	ふるさと		
	日赤共募 (特例除外)	↑	↑
	県条例	↑	↑
	市条例	↑	↑
配当割	↑		↑
株譲割	↑		↑

」

を

「

寄附金	ふるさと		
	日赤共募 (特別除外)		
	県条例		
	市条例		

」

に改め、

「

所得税の確定申告をした上場株式等に係る
 配当所得・譲渡所得について、所得税と異なる
 課税方式を選択する場合はチェックしてくだ
 さい(所得税の確定申告書(控)の写しを添付
 し異なる部分を明示してください)。

」

を削り、同様式裏面中

「

6 配当割額・株式等譲渡所得割額

(金額の分かる書類などを添付又は提示してください。)

配当割額	株式等譲渡所得割額
円	円

」

を削り、「7 寄附金税額控除」を「6 寄附金税額控除」に、「8 所得金額調整控除に関する事項」を「7 所得金額調整控除に関する事項」に、「給与等の収入金額」を「給与収入金額」に改める。

第47号様式(その5)中「市民税・県民税 特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)」を「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」に、

「

地方税法第41条及び第321条の4第1項並びに横浜市市税条例第33条の3の規定により、あなたを
 年度給与所得等に係る市民税及び県民税の特別徴収義務者に指定し、徴収して納入すべき額を通知します。

」

を

「

地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)第1項並びに横浜市市税条例第33条の3の規定によって、
 年度給与所得等に係る市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収税額を決定(変更)したので通知します。

」

に改め、同様式備考1中「5月31日までに」を削り、「及び県民税

」を「、県民税及び森林環境税」に改める。

第 47 号様式（その 6）及び第 47 号様式（その 7）を次のように改める。

第 47 号様式（その 6）及び第 47 号様式（その 7） 削除

第 47 号様式（その 8）を次のように改める。

第47号様式(その8)

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

受給番号 氏名 指定番号 住所 宛名番号

※この通知書の送付先は、給与支払者の届出住所(〒)に送付いたします。また、この通知書の送付先が不明な場合は、給与支払者の届出住所(〒)に送付いたします。

年 月 日 横浜市役 印

問合せ先

〒欄からゆっくりにお読みください。また、書いてある場合はお読みください。※ご本人以外に開示しないでください。

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

受給番号 氏名 指定番号 住所 宛名番号

※この通知書の送付先は、給与支払者の届出住所(〒)に送付いたします。また、この通知書の送付先が不明な場合は、給与支払者の届出住所(〒)に送付いたします。

年 月 日 横浜市役 印

問合せ先

〒欄からゆっくりにお読みください。また、書いてある場合はお読みください。※ご本人以外に開示しないでください。

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

受給番号 氏名 指定番号 住所 宛名番号

※この通知書の送付先は、給与支払者の届出住所(〒)に送付いたします。また、この通知書の送付先が不明な場合は、給与支払者の届出住所(〒)に送付いたします。

年 月 日 横浜市役 印

問合せ先

〒欄からゆっくりにお読みください。また、書いてある場合はお読みください。※ご本人以外に開示しないでください。

特別徴収義務者名

(備考)

- 1 この様式は、給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額を納税義務者に通知する場合に使用すること。
2 用紙の大きさは、縦26.6センチメートル、横35.1センチメートルとする。

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得 収入 除く 所得 収入 除く

所得 収入 除く 所得 収入 除く

年 月 日 横浜市役 印

問合せ先

〒欄からゆっくりにお読みください。また、書いてある場合はお読みください。※ご本人以外に開示しないでください。

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得 収入 除く 所得 収入 除く

所得 収入 除く 所得 収入 除く

年 月 日 横浜市役 印

問合せ先

〒欄からゆっくりにお読みください。また、書いてある場合はお読みください。※ご本人以外に開示しないでください。

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得 収入 除く 所得 収入 除く

所得 収入 除く 所得 収入 除く

年 月 日 横浜市役 印

問合せ先

〒欄からゆっくりにお読みください。また、書いてある場合はお読みください。※ご本人以外に開示しないでください。

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得 収入 除く 所得 収入 除く

所得 収入 除く 所得 収入 除く

年 月 日 横浜市役 印

問合せ先

〒欄からゆっくりにお読みください。また、書いてある場合はお読みください。※ご本人以外に開示しないでください。

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得 収入 除く 所得 収入 除く

所得 収入 除く 所得 収入 除く

年 月 日 横浜市役 印

問合せ先

〒欄からゆっくりにお読みください。また、書いてある場合はお読みください。※ご本人以外に開示しないでください。

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得 収入 除く 所得 収入 除く

所得 収入 除く 所得 収入 除く

年 月 日 横浜市役 印

問合せ先

〒欄からゆっくりにお読みください。また、書いてある場合はお読みください。※ご本人以外に開示しないでください。

第 48 号 様 式 の 2 中

「 市民税
納入申告書(納期の特例分)
県民税
」

を

「 市 民 税
県 民 税 納入申告書(納期の特例分)
森林環境税
」

に、「〔備考〕」を「(備考)」に改める。

第 48 号 様 式 の 3 から 第 48 号 様 式 の 5 までの規定中「県民税」の次に「・森林環境税」を加える。

第 48 号 様 式 の 6 中「県民税」の次に「・森林環境税」を加え、「第 48 条の 9 の 9 第 3 項」を「第 48 条の 9 の 10 第 3 項」に改める。

第 48 号 様 式 の 7 中「県民税」の次に「・森林環境税」を加える。

第 51 号 様 式 (その 1) を 次の よう に 改 め る 。

第51号様式(その1)

年度()年度分) 市民税・県民税・森林環境税 税額変更通知書

送付先住所・氏名

住所・氏名

整理番号 決議書番号

次のとおり市民税・県民税・森林環境税の税額を変更しましたので通知いたします。

年 月 日 区長 印

(変更理由)

指定期限

宛先住所

宛先氏名

宛先電話番号

区分	配偶者控除等		扶養親族		本人障害		事業		給与支払金額		給与所得控除・所得金額調整控除後の金額 (他所得金額等)
	老人 その他	その他	10歳未満 その他	特定 老人 その他	特別 その他	特別 その他	特別 その他	特別 その他	特別 その他	特別 その他	
変更前											
変更後											
区分	雑損控除額		医療費控除額		社会保険料控除額		配偶者控除額		配偶者特別控除額		基礎控除額
変更前											
変更後											

区分	課税所得金額(課税標準額)											
	総所得・山林所得分											
変更前												
変更後												
増・(-)減												
普通徴収税額	月随時		第1期		第2期		第3期		第4期		年度	
	年10月	年12月	年10月	年12月	年10月	年12月	年10月	年12月	年10月	年12月		
変更前												
変更後												
増・(-)減												
特別徴収税額(仮徴収)	年度											
	公的年金からの特別徴収税額合計											
年4月												
年6月												
年8月												
年10月												
年12月												
年4月												
年6-8月												
区分	市		県		民		税		年税額		公的年金からの特別徴収税額	
	税額控除等	均等割額	税額控除等	均等割額	差引所得割額	均等割額	均等割額	計	森林環境税額	給与からの特別徴収税額		
変更前												
変更後												
増・(-)減												
変更後の税額控除等の内訳	市		県		民		税		年税額		公的年金からの特別徴収税額	
	調整控除額	配当控除額	調整控除額	配当控除額	差引所得割額	均等割額	均等割額	計	森林環境税額	給与からの特別徴収税額		
変更前												
変更後												
増・(-)減												
市県民税	市		県		民		税		年税額		公的年金からの特別徴収税額	
	調整控除額	配当控除額	調整控除額	配当控除額	差引所得割額	均等割額	均等割額	計	森林環境税額	給与からの特別徴収税額		
変更前												
変更後												
増・(-)減												
所得割から控除しきれなかった配当割額及び株式等譲渡所得割額控除額(控除不足額)は	市		県		民		税		年税額		公的年金からの特別徴収税額	
	調整控除額	配当控除額	調整控除額	配当控除額	差引所得割額	均等割額	均等割額	計	森林環境税額	給与からの特別徴収税額		
変更前												
変更後												
増・(-)減												

◎所得割から控除しきれなかった配当割額及び株式等譲渡所得割額控除額(控除不足額)は _____ 円です。

- (注意) 黒色の太枠内の事項については、年税額に異動がない場合は記載を省略しています。
- (備考)
- この様式は、市民税・県民税・森林環境税の普通徴収税額を変更した場合の納税者への通知書である。
 - 様式の下欄には、教示について記載することができます。

(A4)

第 51 号 様 式 (そ の 2) 中

「 RESIDENT TAX BILL
年度 市民税・県民税 税額変更通知書 」

を

「 RESIDENT TAX BILL
FOREST ENVIRONMENT TAX
年度 市民税・県民税・森林環境税 税額変更通知書 」

に、

「 御 覧 く だ さ い 」 を 「 ご 覧 く だ さ い 」 に、

「

年	税 額 ⑦ (③+⑥)								
内 訳	給与からの特別徴収税額 ⑧ (給与から差し引かれる税額)								
	公的年金からの特別徴収税額 ⑨ (公的年金から差し引かれる税額)								
	普通徴収税額 ⑩ (⑦ - (⑧+⑨))								

」

を

「

森 林 環 境 税 ⑦									
年	税 額 ⑧ (③+⑥+⑦)								
内 訳	給与からの特別徴収税額 ⑨ (給与から差し引かれる税額)								
	公的年金からの特別徴収税額 ⑩ (公的年金から差し引かれる税額)								
	普通徴収税額 ⑪ (⑧ - (⑨+⑩))								

」

に、

「 ■ 普通徴収税額⑩の内訳(円) 」 を

「 ■ 普通徴収税額⑪の内訳(円) 」 に、

「

今 回 充 当 額

 を 「

今 回 充 当 又 は 委 託 納 付 額

 に、

「 ■ 公的年金からの特別徴収税額⑨の内訳(円) 」 を

「 ■ 公的年金からの特別徴収税額⑩の内訳(円) 」 に改め、同様式備考 1 中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加える。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 18 条の 3 第 1 項第 2 号イの改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市市税条例施行規則(以下「旧規則」という。)第 24 号様式から第 26 号様式まで、第 48 号様式の 2、第 48 号様式の 3 及び第 48 号様式の 7 の

規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

- 3 この規則による改正後の横浜市市税条例施行規則（以下「新規則」という。）第6号様式（その1）、第6号様式（その2）、第10号様式（その4）、第13号様式（その1）から第13号様式（その3）まで、第24号様式、第42号様式（その1）、第47号様式（その5）、第47号様式（その8）、第48号様式の2から第48号様式の7まで、第51号様式（その1）及び第51号様式（その2）の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税及び県民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税及び県民税については、なお従前の例による。
- 4 新規則第47号様式（その6）及び第47号様式（その7）の規定にかかわらず、令和5年度分までの個人の市民税及び県民税については旧規則第47号様式（その6）及び第47号様式（その7）の規定を適用する。

告示



横浜市告示第 58 号

公印の廃止

次のとおり公印を廃止する。

令和 6 年 3 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市上大岡東保育園長印	令和 6 年 4 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)
横浜市釜利谷保育園長印	令和 6 年 4 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)

横 浜 市 告 示 第 59 号

令 和 5 年 度 横 浜 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 5 号) ほ か 19 件
の 要 領 公 表

令 和 6 年 2 月 20 日 の 市 議 会 に お い て 議 決 を 得 た 令 和 5 年 度 横 浜 市
一 般 会 計 補 正 予 算 (第 5 号) ほ か 19 件 の 要 領 を 、 別 冊 の と お り 公 表
す る 。

令 和 6 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市告示第 60 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 4 の 3 の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和 6 年 3 月 5 日

横浜市長 山中竹春

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成 25 年 4 月横浜市告示第 167 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 6 年 1 月 31 日	特定非営利活動法人つづき区民交流協会	都筑区茅ヶ崎中央 29 番 5 号	(新) 平成 25 年 2 月 1 日から令和 10 年 12 月 10 日まで
			(旧) 平成 25 年 2 月 1 日から平成 35 年 12 月 10 日まで

横浜市告示第 61 号

固定資産税（土地・家屋）に係る価格等縦覧帳簿の縦覧
令和 6 年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、次
のとおり納税者の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 縦覧に供する価格等縦覧帳簿

- (1) 土地価格等縦覧帳簿
- (2) 家屋価格等縦覧帳簿

2 縦覧期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

3 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時まで

4 縦覧場所

土地及び家屋の所在地	縦覧に供する場所
鶴見区の区域	横浜市鶴見区役所総務部税務課
神奈川区の区域	横浜市神奈川区役所総務部税務課
西区の区域	横浜市西区役所総務部税務課
中区の区域	横浜市中区役所総務部税務課
南区の区域	横浜市南区役所総務部税務課
港南区の区域	横浜市港南区役所総務部税務課
保土ヶ谷区の区域	横浜市保土ヶ谷区役所総務部税務課
旭区の区域	横浜市旭区役所総務部税務課
磯子区の区域	横浜市磯子区役所総務部税務課
金沢区の区域	横浜市金沢区役所総務部税務課
港北区の区域	横浜市港北区役所総務部税務課
緑区の区域	横浜市緑区役所総務部税務課
青葉区の区域	横浜市青葉区役所総務部税務課
都筑区の区域	横浜市都筑区役所総務部税務課
戸塚区の区域	横浜市戸塚区役所総務部税務課
栄区の区域	横浜市栄区役所総務部税務課
泉区の区域	横浜市泉区役所総務部税務課
瀬谷区の区域	横浜市瀬谷区役所総務部税務課

横 浜 市 告 示 第 62 号

泉 区 に お け る 町 区 域 の 設 定 及 び 字 区 域 の 廃 止

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 260 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、別 図 の と お り 泉 区 に お い て 町 区 域 を 設 定 し、及 び 字 区 域 を 廃 止
す る。

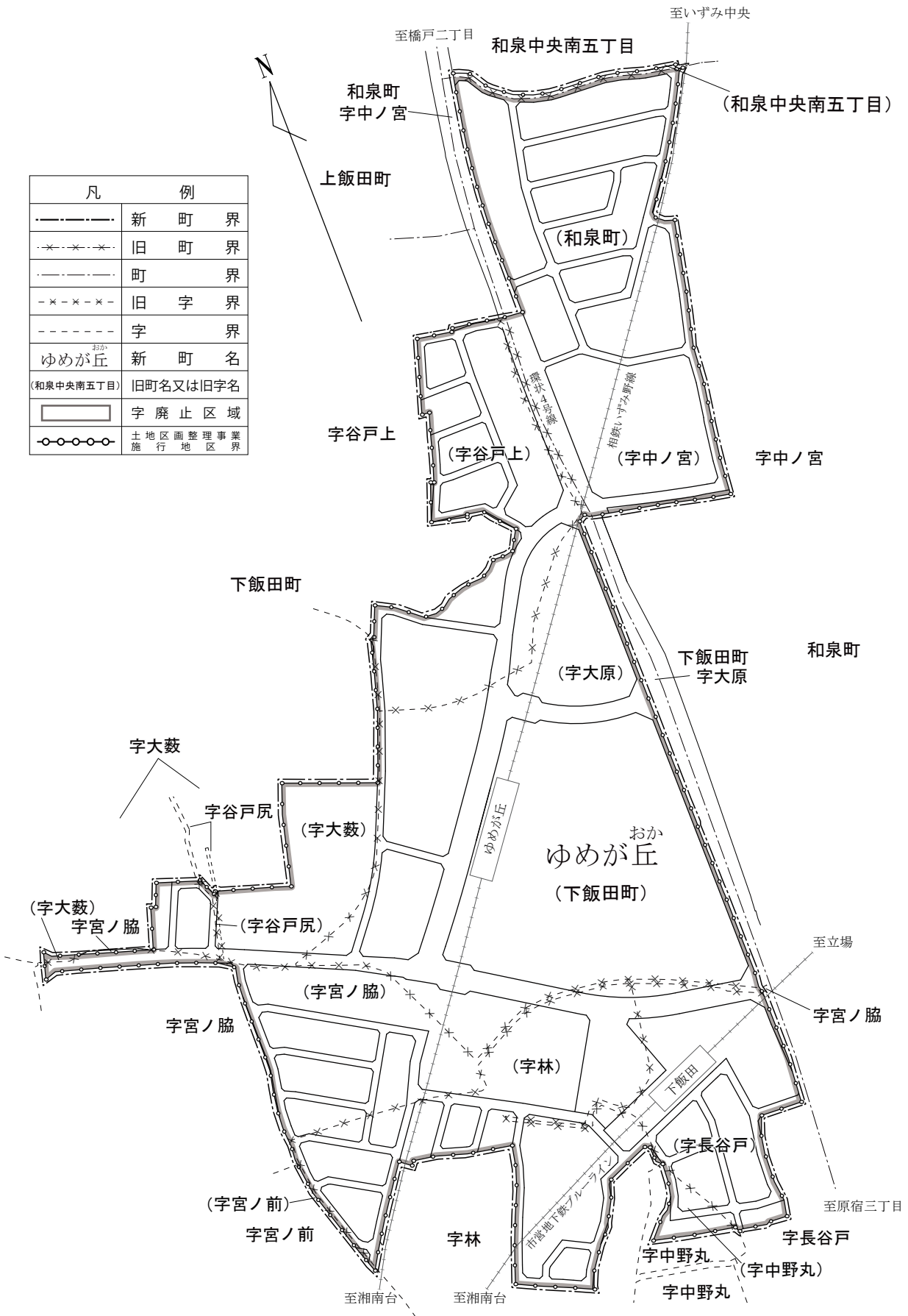
な お、こ の 町 区 域 の 設 定 及 び 字 区 域 の 廃 止 の 効 力 は、土 地 区 画 整
理 法 (昭 和 29 年 法 律 第 119 号) 第 103 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 換 地 処
分 の 公 告 が あ っ た 日 の 翌 日 か ら 生 ず る も の と す る。

令 和 6 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

泉区における町区域の設定及び字区域の廃止図 別図

凡	例
— · — · — · —	新 町 界
· × · × · × · × · ×	旧 町 界
— · — · — · —	町 界
- × - × - × - × - ×	旧 字 界
-----	字 界
ゆめが丘 ^{おか}	新 町 名
(和泉中央南五丁目)	旧町名又は旧字名
□	字 廃 止 区 域
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	土 地 区 画 整 理 事 業 施 行 地 区 界



横 浜 市 告 示 第 63 号

「横 浜 版 接 続 期 カ リ キ ュ ラ ム 実 践 事 例 集 第 9 集」 売
 払 代 金 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 (昭 和 22 年 政 令 第 16 号) 第 158 条 第 1 項 の 規 定
 に よ り 、 「 横 浜 版 接 続 期 カ リ キ ュ ラ ム 実 践 事 例 集 第 9 集 」 売 払
 代 金 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

令 和 6 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
公 益 財 団 法 人 横 浜 市 知 的 障 害 者 育 成 会 理 事 長 清 水 龍 男	神 奈 川 区 二 ツ 谷 町 9 番 地 の 5	令 和 6 年 3 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横浜市告示第 64 号

指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 70 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和 6 年 3 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社木下の介護	リアンレーヴ港南台	港南区日野八丁目 10 番 17 号	令和 6 年 3 月 1 日	特定施設入居者生活介護

横浜市告示第 65 号

指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 70 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和 6 年 3 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社木下の介護	リアンレーヴ緑園都市	泉区新橋町 53 番地の 3	令和 6 年 3 月 1 日	特定施設入居者生活介護

横浜市告示第 66 号

横浜国際港都建設計画下水道の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画下水道を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画下水道
横浜公共下水道
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
金沢区幸浦二丁目地内
 - (3) 変更する部分
なし

公 告

横 浜 市 公 告 第 113 号

ス ポ ー ツ 施 設 の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 244 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に
基 づ き 、 ス ポ ー ツ 施 設 の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の 者 を 指 定 し た 。

令 和 6 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横 浜 市 港 南 プ ー ル 、 横 浜 市 保 土 ヶ 谷 プ ー ル 及 び 横 浜 市 金 沢 プ ー ル	中 区 日 本 大 通 52 番 地	横 浜 ウ ォ ー タ ー プ ロ モ ー シ ョ ン 代 表 者 国 際 ビ ル サ ー ビ ス 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 鳥 谷 尚 道	令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 令 和 11 年 3 月 31 日 ま で
横 浜 市 旭 プ ー ル 及 び 横 浜 市 都 筑 プ ー ル	緑 区 台 村 町 309 番 地 の 1	よ こ は ま プ ー ル サ ポ ー タ ー ズ 代 表 者 株 式 会 社 ウ エ ル ネ ス サ ポ ー ト 代 表 取 締 役 社 長 青 木 達 郎	同

横浜市公告第 114 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 3 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミオカ

港南区上大岡西一丁目 18 番 3 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

リスト株式会社

代表取締役 北見尚之

中区尾上町 4 丁目 47 番地

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ニュー・クイック 代表取締役 清水富士雄 藤沢市辻堂 2 丁目 7 番 1 号 ほか 31 者	未定 ほか 24 者

(4) 変更の年月日

令和 5 年 10 月 29 日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の退店のためほか

2 届出年月日

令和 6 年 2 月 16 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 115 号

大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和 6 年 3 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
独立行政法人都市再生機構 西ひかりが丘団地中心施設
旭区上白根町 891 番地
- 2 大規模小売店舗を廃止する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
本部長 倉上卓也
東京都新宿区西新宿 6 丁目 5 番 1 号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,436 m²
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
757 m²
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートル以下となる日
令和 6 年 2 月 20 日
- 6 変更する理由
テナント入れ替えにより、物販店舗面積が 1,000 平方メートルを下回ったため
- 7 届出年月日
令和 6 年 2 月 19 日

横 浜 市 公 告 第 116 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 6 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
鶴 見 区 安 善 町 一 丁 目 2 番 の 1 、 2 番 の 7 及 び 3 番 の 1 の 各 一 部
並 び に 3 番 の 3
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 117 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 6 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
緑 区 三 保 町 2,076 番 の 3 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
水 銀 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 118 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
一 部 の 解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
5 年 10 月 横 浜 市 公 告 第 605 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を
解 除 す る。

令 和 6 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
戸 塚 区 前 田 町 字 阿 ら す 100 番 の 2 及 び 字 そ う じ 前 140 番 の 1 の
各 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物、鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 4 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横浜市公告第 119 号

公園の区域の変更

横浜市公園条例（昭和 33 年 3 月横浜市条例第 11 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公園の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 5 日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	変更に係る区域	面積		変更年月日
			新	旧	
白山西台公園	緑区白山四丁目 69 番	別図のとおり	2,994 m ²	2,903 m ²	令和 6 年 3 月 5 日

別図（省略）

横浜市公告第 120 号

排水設備指定工事店の指定申請の受付

横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）第 2 条に規定する排水設備指定工事店の指定申請を次のとおり受け付ける。

令和 6 年 3 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 受付時期及び指定年月日
令和 6 年 4 月 12 日まで受付分（令和 6 年 6 月 1 日指定）
令和 6 年 7 月 12 日まで受付分（令和 6 年 9 月 1 日指定）
令和 6 年 10 月 11 日まで受付分（令和 6 年 12 月 1 日指定）
令和 7 年 1 月 17 日まで受付分（令和 7 年 3 月 1 日指定）
- 2 受付方法
受付先の窓口へ持参
- 3 受付先
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市環境創造局下水道管路部管路保全課
- 4 指定申請書に添付する書類
 - (1) 登記事項証明書（法人の場合）
 - (2) 定款又は寄附行為の写し（法人の場合）
 - (3) 登記されていないことの証明書（代表者のもの）
 - (4) 身分証明書（代表者のもの）
 - (5) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（代表者のもの）
 - (6) 専属する排水設備工事責任技術者の神奈川県下水道協会が交付した下水道排水設備工事責任技術者合格証又は修了証のいずれかの写し（有効期間内のものに限る。）
 - (7) 専属する排水設備工事責任技術者の雇用関係を証する書類の写し
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 5 問合せ先
横浜市環境創造局下水道管路部管路保全課

横浜市公告第 121 号

排水設備指定工事店の指定

横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）に規定する排水設備指定工事店として、次のとおり指定した。

令和 6 年 3 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 排水設備指定工事店

指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
30646	株式会社キャプ ティエンジニア リング	高尾計児	神奈川区守屋町三丁目 9 番地の 13
30647	バブルス株式会 社	糟谷次郎	平塚市田村 3 丁目 1,81 9 番地の 1
30648	株式会社小野塚 設備	小野塚 諭	川崎市宮前区馬絹 5 丁 目 1 番 24 号
11753	株式会社コウセ イ	加藤 強	青葉区鉄町 1.880 番地 の 1

2 指定有効期間

令和 6 年 3 月 1 日から令和 10 年 10 月 31 日まで

横 浜 市 公 告 第 122 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に
基 づ き 、 西 柴 団 地 自 治 会 地 区 建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示 が あ っ た
。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市公告第 123 号

建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 70 条第 1 項の規定に基づき、六角橋 1 丁目 31、32 建築協定の認可申請があったので、次のとおり、同法第 71 条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、縦覧期間満了の日までに横浜市建築局建築指導部建築企画課に申し出なければならない。

令和 6 年 3 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 縦覧期間
令和 6 年 3 月 5 日から令和 6 年 4 月 2 日まで
- 2 縦覧場所
横浜市建築局建築指導部建築企画課
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
- 3 縦覧時間
午前 9 時から午後 5 時まで
- 4 公開による意見の聴取の期日
令和 6 年 4 月 5 日午後 2 時 00 分
- 5 公開による意見の聴取の場所
神奈川区区役所 本館地下 1 階 機能訓練室・研究室
神奈川区広台太田町 3 番地の 8

横浜市公告第 124 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。
令和 6 年 3 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
平成 28 年 6 月 30 日 第 28 開 101 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都新宿区西新宿 6 丁目 5 番 1 号
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 山中靖史
東京都千代田区飯田橋 3 丁目 13 番 1 号
大和ハウス工業株式会社
支配人 更科雅俊
東京都中央区八重洲 1 丁目 9 番 9 号
東京建物株式会社
代表取締役社長執行役員 野村 均
東京都中央区銀座 6 丁目 2 番 1 号
三信住建株式会社
代表取締役 信田博幸
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
鶴見区岸谷三丁目 1,613 番の 5 及び 1,613 番の 6、岸谷四丁目 1,412 番の 1、1,412 番の 2、1,412 番の 4、1,412 番の 6、1,412 番の 7、1,412 番の 9 及び 1,412 番の 19 から 1,412 番の 36 まで並びに鶴見一丁目 1 番の 3、1 番の 34 から 1 番の 47 まで、2 番の 5 から 2 番の 11 まで、4 番の 2、4 番の 4 から 4 番の 8 まで、23 番の 1、23 番の 2、23 番の 4、23 番の 8 から 23 番の 11 まで、28 番の 2、1,408 番の 1、1,408 番の 6、1,408 番の 15、1,408 番の 16、1,409 番の 4 の一部、1,410 番の 1、1,410 番の 14、1,410 番の 16 から 1,410 番の 19 まで、2,037 番の 48 及び 2,037 番の 65

横浜市公告第 125 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。
令和 6 年 3 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 4 年 7 月 19 日 第 2022 開 1708 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区飯田橋 3 丁目 3 番 7 号
セントラル総合開発株式会社
代表取締役 田中洋一
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
青葉区荏田西一丁目 7 番の 1

横 浜 市 公 告 第 126 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 9 月 22 日 第 2022 開 1711 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 練 馬 区 石 神 井 町 2 丁 目 26 番 11 号
一 建 設 株 式 会 社
代 表 取 締 役 堀 口 忠 美
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 柿 の 木 台 38 番 の 3 及 び 38 番 の 4

横 浜 市 公 告 第 127 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 12 月 23 日 第 2022 開 1119 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
港 北 区 新 横 浜 二 丁 目 6 番 地 の 13
一 般 社 団 法 人 楽 じ ゅ 苑
代 表 理 事 加 藤 洋 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 大 豆 戸 町 73 番 の 1 、 73 番 の 6 、 89 番 の 1 、 89 番 の 3 及 び
89 番 の 7

横 浜 市 公 告 第 128 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 1 月 25 日 第 2022 開 1308 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
藤 沢 市 大 鋸 1 丁 目 5 番 3 号
株 式 会 社 ミ ツ ノ
代 表 取 締 役 三 觜 忠 彦
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 深 谷 町 623 番 の 109 の 一 部 、 667 番 の 31 、 667 番 の 65 及
び 667 番 の 122 から 667 番 の 124 ま で

横 浜 市 公 告 第 129 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 6 月 23 日 第 2023 開 1304 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
青 葉 区 新 石 川 二 丁 目 4 番 地 の 12
さ くら 地 所 株 式 会 社
代 表 取 締 役 白 井 重 雄
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 上 矢 部 町 2,175 番 の 7 、 2,175 番 の 9 、 2,175 番 の 25 、
2,175 番 の 31 、 2,177 番 の 15 、 2,177 番 の 26 、 2,181 番 の 10 、 2,
182 番 の 6 、 2,182 番 の 7 、 2,183 番 の 1 、 2,183 番 の 2 、 2,18
3 番 の 5 及 び 2,187 番 の 1

横 浜 市 公 告 第 130 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 7 月 5 日 第 2023 開 1704 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 矢 部 町 1 番 地 の 29
株 式 会 社 横 浜 建 物
代 表 取 締 役 小 林 東 太 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 あ か ね 台 一 丁 目 7 番 の 34 から 7 番 の 38 ま で 及 び 7 番 の 71

横 浜 市 公 告 第 131 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 11 月 24 日 第 2023 開 1408 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 西 東 京 市 芝 久 保 町 4 丁 目 26 番 3 号
株 式 会 社 東 栄 住 宅
代 表 取 締 役 佐 藤 千 尋
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 中 屋 敷 一 丁 目 1 番 の 11 か ら 1 番 の 21 ま で

横 浜 市 公 告 第 132 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2023 ・ 4 ・ 3 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 6 年 2 月 21 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長
24.19 m
- 5 指 定 の 場 所
中 区 小 港 町 1 丁 目 11 番 の 4
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 I C S
代 表 取 締 役 池 永 辰 雄

横 浜 市 公 告 第 133 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2023 ・ 8 ・ 7 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 6 年 2 月 14 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
24.31 m
- 5 指 定 の 場 所
旭 区 今 宿 東 町 539 番 の 8
- 6 申 請 者 の 氏 名
住 宅 情 報 館 株 式 会 社
代 表 取 締 役 黒 羽 秀 朗

横 浜 市 公 告 第 134 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2023 ・ 16 ・ 5 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 6 年 2 月 19 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
23.48 m
- 5 指 定 の 場 所
泉 区 岡 津 町 173 番 の 10
- 6 申 請 者 の 氏 名
弥 生 建 設 株 式 会 社
代 表 取 締 役 土 屋 啓 一

横浜市公告第 135 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 4 号の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

令和 6 年 3 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

道路の番号及び路線名	廃止年月日	道路の幅員	道路の延長	指定の場所		備考
				起点	終点	
県道東京丸子横浜線	令和 6 年 3 月 5 日	16.5 m	約 67.4 m	港北区 綱島東 一丁目	港北区 綱島東 一丁目	—
市道綱島第 155 号	令和 6 年 3 月 5 日	15.0 m	約 40.9 m	港北区 綱島東 一丁目	港北区 綱島東 一丁目	—
市道綱島第 375 号	令和 6 年 3 月 5 日	約 21.1 ~ 約 34.8 m	約 60.3 m	港北区 綱島東 一丁目	港北区 綱島東 一丁目	—

横 浜 市 公 告 第 136 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 40 ・ 100 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 6 年 2 月 14 日
- 3 廃 止 す る 道 路 の 幅 員
4.50 m 及 び 6.00 m
- 4 廃 止 す る 道 路 の 延 長
203.00 m
- 5 廃 止 の 場 所
旭 区 白 根 六 丁 目 547 番 の 1 の 一 部

横浜市公告第 137 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 42・12 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 2 月 19 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
167.58 m
- 5 廃止の場所
港北区下田町三丁目 399 番の 43 地先から 448 番の 2 地先まで及び
399 番の 58 地先から 399 番の 60 地先まで

横 浜 市 公 告 第 138 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 6 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 6 年 2 月 13 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

7.43 m

4 廃 止 の 場 所

中 区 本 牧 間 門 28 番 の 6 及 び 28 番 の 17 の 各 一 部 並 び に 28 番 の 22

横 浜 市 公 告 第 139 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 6 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 年 月 日
令 和 6 年 2 月 15 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
22.15 m
- 4 廃 止 の 場 所
港 南 区 東 芹 が 谷 2,187 番 の 6 の 一 部

横浜市公告第 140 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

令和 6 年 3 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 廃止年月日
令和 6 年 2 月 19 日
- 2 廃止部分の道路の幅員
4.00 m
- 3 廃止部分の道路の延長
2.98 m
- 4 廃止の場所
泉区中田北一丁目 2,419 番の 2 の一部

横浜市公告第 141 号

土地区画整理組合の事業計画変更の認可

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 6 年 3 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 組合の名称
泉ゆめが丘土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成 26 年 8 月 15 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区
泉区下飯田町、和泉町及び和泉中央南五丁目の各一部
- 4 事務所の所在地
泉区和泉町 3,243 番地の 1
- 5 設立認可年月日
平成 26 年 8 月 15 日
- 6 変更認可年月日
令和 6 年 3 月 5 日

横浜市公告第 142 号

泉ゆめが丘土地区画整理組合の事業計画変更の認可に係る関係図書の縦覧

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 4 項の規定に基づき、泉ゆめが丘土地区画整理組合の事業計画について変更認可の公告をしたので、同条第 2 項において準用する同法第 21 条第 6 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

1 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市都市整備局市街地整備部市街地整備推進課

2 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）

横浜市公告第 143 号

横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業の事業計画変更の決定

横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業の事業計画を次のとおり変更した。

その関係図書は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 55 条第 10 項の規定により、横浜市都市整備局市街地整備部綱島駅東口周辺開発事務所において公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 土地区画整理事業の名称
横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
横浜市
- 3 施行地区
港北区綱島東一丁目及び綱島東二丁目の各一部
- 4 事業施行期間
平成 29 年 2 月 15 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 5 事務所の所在地
港北区綱島西一丁目 8 番 9 - 501 号
- 6 事業計画決定年月日
平成 29 年 2 月 15 日
- 7 事業計画変更年月日
令和 6 年 3 月 5 日
- 8 縦覧時間
午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）

達

達 第 2 号

庁 中 一 般

横浜市危機管理推進会議設置運営規程を次のとおり定める。

令和 6 年 3 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市危機管理推進会議設置運営規程

横浜市危機管理推進会議設置規程（平成 9 年 3 月達第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、危機管理推進会議（以下「会議」という。）の設置及び運営について定める。

（用語の定義）

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号とする。

(1) 危機 市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれがある事態であり、かつ社会的な影響の大きい事態をいう。この規程においては、次に掲げるアからエまでに大別する。

ア 災害 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項で定める「災害」をいう。

イ 武力攻撃等 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）（以下「事態対処法」という。）第 2 条第 2 号で定める「武力攻撃事態」及び第 3 号で定める「武力攻撃予測事態」をいう。

ウ 緊急対処事態 事態対処法第 22 条第 1 項で定める「緊急対処事態」をいう。

エ 事件等の緊急事態 前アからウまで以外の危機で、その及ぼす被害の程度が前第アからウまでに相当するものをいう。

(2) 危機管理 市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的として、危機の発生を防止し、危機発生時においては、被害等を軽減するとともに、危機を収拾して社会秩序の保全を図り、その後、市民生活を平常に回復させることをいう。

(3) 区局

ア 区 区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（昭和 34 年 3 月 14 日横浜市条例第 1 号）に定める区をいう。

イ 局 横浜市事務分掌条例（昭和 26 年 10 月横浜市条例第 44 号

)に定める統括本部及び局、消防局、水道局、交通局、医療局病院経営本部、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会局をいう。

(所掌事務)

第3条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 危機管理の基本方針に関すること
- (2) 危機に対処するための総合的な計画に関すること
- (3) 前2号に定めるもののほか、危機管理の推進に資すると認めること

(組織)

第4条 会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、市長をもって充てる。

3 副議長は、副市長及び危機管理監をもって充てる。

4 委員は、技監、区長、局長及びその他市長が指定する職員をもって充てる。

(運営)

第5条 会議は、議長が必要と認める場合に招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席をもって開催する。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

5 会議の進行は、議長又は議長があらかじめ指定する者が行う。

(副議長の役割)

第6条 副議長は、議長を補佐し、次に掲げる場合において、議長の職務を代理する。

(1) 議長が欠けたとき又は議長に事故があるとき

(2) 会議の議事が次に該当し、議長が認めるとき

ア 以前の会議又は他の場において方針決定済みの事項に係る審議

イ 法改正等に伴う形式的な審議

ウ 報告事項

2 前項に定める副議長による代理順位は、次のとおりとする。

第1順位 副市長

第2順位 危機管理監

(幹事会)

第7条 会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、会議からの指示事項を審議するほか、会議の審議に付すべき事項についての調整を行うものとする。

3 幹事会は、議長が指定する職員をもって組織する。

4 幹事会には幹事長を置き、総務局危機管理室長をもって充てる。

5 幹事長は、第2項に規定する審議の結果について、必要と認めるものを次の推進会議に報告する。ただし、次の会議の日時が定まっていない場合は、速やかに書面により委員に報告する。

(専門部会)

第8条 会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会議からの指示事項又は会議の審議に付すべき事項についての調査及び検討を行うものとする。

3 専門部会は、議長が指定する職員をもって組織する。

4 専門部会には部会長を置き、議長が指定する職員をもって充てる。

5 部会長は、第2項に規定する調査及び検討の結果について、必要と認めるものを次の推進会議に報告する。ただし、次の会議の日時が定まっていない場合は、速やかに書面により委員に報告する。

(関係者の出席等)

第9条 議長、幹事長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議、幹事会又は専門部会に危機管理について学識経験を有する者又は関係機関等の職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(運営の例外)

第10条 会議は、次に掲げる場合は、書面による審議又は報告とすることができる。

(1) 第6条第1項第2号に該当する場合

(2) その他議長が必要と認めるとき

(庶務)

第11条 会議の庶務は、総務局危機管理室において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この達は、令和6年3月5日から施行する。

区 告 示

泉区告示第 1 号（令和 6 年 2 月 21 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、双葉自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 2 月 21 日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	矢 萩 芳 行 泉区中田西二丁目 30 番 15 号	五十嵐 芳 男 泉区中田西二丁目 28 番 58 号

泉区告示第 2 号（令和 6 年 2 月 21 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、双葉自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 2 月 21 日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	五十嵐 芳 男 泉区中田西二丁目 28 番 58 号	南 川 賢 治 泉区中田西二丁目 28 番 64 号

区 公 告

神奈川区公告第 12 号（令和 6 年 2 月 14 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 6 年 2 月 14 日

横浜市神奈川区長 日比野 政 芳

自動車臨時運行許可番号標	失効年月日
横 74 - 50 浜 横浜	令和 5 年 11 月 27 日